

# 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所

ダスキンヘルスレント知多半島ステーション福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 心玉が開設するダスキンヘルスレント知多半島ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ダスキンヘルスレント知多半島ステーション
- ② 所在地 半田市栄町1-6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名（常勤職員、他の事業に兼務（福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売））  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- ② 専門相談員 7名（常勤専従3名、他の事業に兼務（福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売））  
専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名（非常勤職員）  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

日曜・祝日を除く毎日（但し 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く）

② 営業時間

午前 9 時から午後 6 時までとする。

（指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料等）

第 6 条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

3 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、月途中のサービス提供の場合は、別紙（重要事項 4-（2））の算定とする。

4 第 7 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 300 円徴収する。

5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。

6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡東浦町、知多郡阿久比町、知多郡美浜町、知多郡武豊町、知多郡南知多町の区域とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第 8 条 事業所は、サービスに係る利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 4 事業所は、苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方の連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。又、苦情記録、その対応を保管し再発を防ぐ。

（人権の擁護及び虐待等の防止等）

第 9 条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等の為の次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定 責任者：玉井伴恵
- （2）虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施
- （3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービスの提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを行政等に通報する。

3 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合（以下、『緊急時』という。）を除き身体拘束に関わる提供を行わない。

なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。

(業務継続計画)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に見直しを行う。

(感染症対策)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方法を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を年定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により自己が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための措置を講ずる。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保険医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供する。

- (1) サービスの提供が終了したとき。
- (2) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。
- (3) 次の理由により適切なサービスの提供が困難と判断される時。

①第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者でサービスに対応できない場合。

②利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービスの提供ができない場合。

③その他止むを得ない理由によりサービスの提供ができないと判断した場合。

2 前項第3号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者にな不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ）に通知する。

(利益供与の禁止)

第14条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 心玉と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。